

免許返納後の

「タクシー利用券」をどこに保存していますか？

高齢者の運転による交通事故の抑止と免許返納後の移動手段に対する不安を解消し、運転に不安を感じる高齢者の運転免許証の返納の後押しを図るため、タクシー利用料金の助成を行っています。



タクシー利用料金の助成とは？

市内の協力タクシー事業所を利用する際に「タクシー利用券」を使用することで、1乗車あたり料金の2割（上限600円）を割引します。利用券は、一人につき最大48回配布します。

対象者（次の全てに当てはまる人が申請できます）

- ① 多久市在住の65歳以上の人
- ② 運転免許証を自主返納または失効から1年以内の人

申請に必要な書類は次の通りです

- 自主返納した人
 - ・ 運転経歴証明書 ・ 取消通知書（警察署などで返納した時にももらいます）
 - 失効した人
 - ・ 運転経歴証明書 ・ 有効期限の切れた運転免許証
- ※ ご家族などで代理申請ができます。
くわしくは、高齢・障害者支援課にお問い合わせください



申請窓口は、市役所1階 高齢・障害者支援課 ☎0952-75-6033 です



タクシー利用券申請の流れ（自主返納の場合）

(1) 運転免許センターまたは警察署で返納の手続き

※ 運転経歴証明書および取消通知書を取得してください。

運転経歴証明書は、即日交付されない場合があります

※ 返納の手続きに関する詳細は運転免許センター

（☎0952-98-2220）などにお問い合わせください

(2) 多久市高齢・障害者支援課でタクシー利用券の申請

※ 運転経歴証明書および取消通知書がそろった

申請できません

「運転経歴証明書」
運転免許証と
同じサイズ



「取消通知書」
A4サイズ

